

第6期協議会及び部会における協議内容等について

【協議会】

1 協議会会期

平成30年5月7日から平成33年3月31日まで

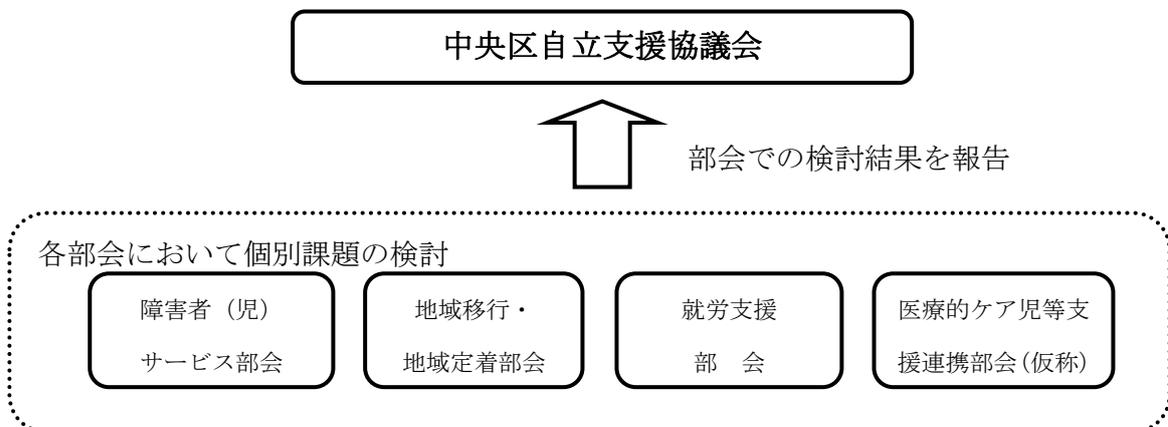
2 協議会委員の構成

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 医療関係団体 3人
- (3) 障害者団体 3人
- (4) 民生委員 3人
- (5) 福祉関係事業者 4人
- (6) 区職員 3人

3 主な協議内容

- (1) 関係機関等の相互の連絡・連携に関する事。
- (2) 地域における相談・支援に関する課題の情報共有と対応に関する事。
- (3) 地域の実情に応じた体制の整備及び社会資源の充実・開発に関する事。
- (4) 中央区障害福祉計画に関する事。
- (5) 障害者差別解消法施行に伴う取り組みに関する事。
- (6) その他

4 協議会の体系図



【部会】

1 部会会期

平成30年6月上旬から平成33年3月31日まで

※会期の始期は、部会によって異なります。

2 常設部会の名称及び協議内容

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱第7条第1項第1号から第3号において定めている3つの常設部会を設置する。

(1) 障害者（児）サービス部会

●障害のある方の地域での生活を支援するためのサービス及び支援体制について

(2) 地域移行・地域定着部会

●障害のある方の施設から地域への移行と定着及び地域生活支援拠点について

※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の成果目標である「地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場」としての役割を併せ持ちます。

(3) 就労支援部会

●障害者就労の推進について

3 特別部会の設置について

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱第7条第1項第4号の規定に基づき、特別部会を設置する。

(1) 部会の名称及び協議内容

医療的ケア児等支援連携部会（仮称）

●医療的ケア児の支援について

(2) 設置目的

区では、平成30年3月策定の「第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画」において、国の指針に基づき、「日常生活を営むために医療的ケアが必要な障害児が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける」こととしています。

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、関係機関の共通理解に基づき協働する支援体制を構築していくことを目指します。